

(平成21年7月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から47年3月まで  
② 昭和49年4月から50年3月まで  
③ 昭和50年4月から56年3月まで  
④ 平成元年4月から3年3月まで

申立期間①及び②については、集金人に前夫と二人分の国民年金保険料を納付し、1か月分の保険料は数千円だったと記憶している。

申立期間③については、当時、前夫は自営業をし、私は経理担当として働き、経営は順調であったので、免除の申請をしたことも未納としたこともなかったはずである。

申立期間④については、再婚後の平成3年7月ごろ、3年4月から同年7月までの未納通知はがきが届き、夫が、A市町村役場で納付したときに「未納となっている保険料が3年半ほどあるが、2年前まではさかのぼって納付できる。」と言われ、市町村役場近くの金融機関から預金を引き出して納付した。

申立期間①、②及び④が未納、③が申請免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人及びその夫は、「平成3年7月ごろ、A市町村役場から、3年4月から同年7月までの国民年金保険料の未納のはがきが届き、この保険料を納付した際に、職員からほかに3年半ほどの未納期間があるが、納付の時効となっていない2年前までさかのぼって納付できると言われ、金融機関から預金を引き出し納付した。」と主張している

ところ、その内容は具体的かつ詳細であるが、社会保険庁の記録から、申立人の平成3年4月から同年7月までの保険料は過年度納付されていることが確認でき、納付した時期は申立人が主張する3年7月ではなく、平成4年度以降であったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録から、平成4年7月6日に過年度保険料の納付書が発行されたことが確認でき、この時点において納付可能な過年度保険料（平成2年6月から3年3月まで）があったことが推認される。ところ、申立人の夫が所持するB金融機関の預金口座からの出金記録から、上記の保険料を過年度納付した場合の金額に相当する出金を確認でき、申立人は平成3年7月に保険料を納付したとしているが、実際に保険料を納付した時期は4年7月であったものと考えられる。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月24日に前夫と連番で払い出され、資格取得は44年5月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われたことが確認でき、申立人は、申立期間①当時、国民年金に加入していないため、同期間の保険料を集金人に納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間①及び②について、前夫の納付記録をみると、前夫が厚生年金保険に加入していた期間（昭和44年5月から45年7月までの期間及び49年11月から50年3月までの期間）を除き、国民年金に加入していた期間は未納となっていることが確認できる上、申立人が納付していたと記憶する金額も当時の保険料の金額とは相違している。

さらに、申立期間③について、申立人は、「当時、会社の経営は順調であり、免除申請をしたことはなく、前夫も申請手続きをしたとは考えられない。」と主張しているところ、C市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間③のほか、昭和48年4月から49年3月までの期間も申請免除の記録（その後に保険料を追納）が確認できる上、前夫についても、申立期間③のうち厚生年金保険に加入していた期間（昭和50年4月から同年6月まで）を除き申請免除の記録となっていることが確認でき、当時、免除申請は世帯ごとに行われ、毎年、申請・審査の手続きが必要であったことを踏まえると、72か月もの長期間にわたり、申立人の納付記録が申請免除と誤って記録されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、及び④のうちの平成元年4月から2年5月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年3月まで

当時、家業の店で働いていたが、同居していた家族の国民年金の加入手続や保険料納付は父親がすべて行ってくれていた。申立期間の保険料は、私以外は、家族全員が納付されている記録となっているのに、私の分だけが未納となっているのは、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、世帯（申立人、妻、父親及び母親）の国民年金保険料は、その父親が納付していたと主張するところ、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付され、申立人の両親及び妻についても、国民年金加入期間の保険料はすべて納付されており、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和53年6月28日、資格取得は50年\*月\*日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われており、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち51年4月から53年3月までの国民年金保険料は過年度保険料として納付可能であり、社会保険事務所では、加入時に遡<sup>そきゅう</sup>及して納付可能な期間がある場合には、同期間の過年度保険料の納付書を送付していたことが確認できる。

さらに、申立人の昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料は、納付時期については不明であるが現年度納付され、53年10月から54年3月までの保険料については、54年12月18日に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間のうち、過年度保険料として納付可能な51年4月から53年3月までの保険料について、申立人の父親が納付

していたと考えることに不自然さはみられない。

加えて、申立人の姉は、「母親は、当時、地域の国民年金保険料の取りまとめをしており、弟の国民年金保険料を支払わないとは思えない。」と証言しているところ、A社会保険事務所保管の国民年金民間地区組織台帳の記録により、申立人の母親は、昭和47年6月から地区の代表者として国民年金保険料の集金活動を行っていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、既に納付の時効となっており、申立人の父親は、同期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、上記期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から同年 11 月まで

昭和 56 年 1 月に A 区役所で国民年金の加入手続をし、それ以降の国民年金保険料については、納付書に現金を添えて同区役所窓口で納付していたと記憶している。申立期間の保険料について未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 区役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、国民年金保険料の銀行口座振替について昭和 56 年 4 月から開始し、57 年 10 月 16 日に取消届を提出していることが確認できる。

また、A 区役所では、「申立期間当時、国民年金保険料の口座振替は 2 か月ごとに行っており、昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の保険料の口座振替日は同年 10 月 23 日である。申立人から、同年 10 月 16 日に取消届が提出されているが、銀行での振替中止の手続が間に合わなかった可能性が考えられる。また、口座振替中止後の国民年金保険料については納付書を送付することとなる。」と回答しているところ、申立人は、昭和 57 年 8 月分及び同年 9 月分の納付書を受け取った記憶は無いと主張しており、申立期間のうち、57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については口座振替された可能性が考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料について、申立人は同年 10 月 17 日に A 区から B 区に転出しているが、申立人が所持している年金手帳に、住所変更年月日が、転入後 1 年以上経

過した後の 58 年 11 月 17 日と記載されていることから、B 区役所では、57 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料の納付書を発行しておらず、申立人は、同期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、C 社会保険事務所では、「申立人は、住所変更手続を昭和 58 年 11 月 17 日に行った時点で、厚生年金保険に加入していることから、57 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料に係る過年度保険料の納付書を発行した可能性は低い。」と回答している。

さらに、申立人は、昭和 57 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和41年11月16日、資格喪失日は42年3月4日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年3月まで

A株式会社に、同郷の知人と二人で季節労働者として勤務し、会社の寮と一緒に住んでいた。自分と同様の季節労働者は、何百人もいたと記憶している。

この期間の厚生年金保険加入記録が無いとされたが、調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA株式会社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A株式会社に季節労働者として勤務していたことが推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管するA株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録において、生年月日が申立人と4日相違するものの、申立人と同姓同名で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が昭和41年11月16日から42年3月4日までの期間は、A株式会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、3万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成3年3月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年3月6日まで

私は、平成3年春ごろまでA株式会社で働き、厚生年金保険の標準報酬月額は36万円だった。当時、社会保険についての説明等も無く、厚生年金保険の標準報酬月額が20万円に引き下げられていることが今になって分かったので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び同僚の証言によると、申立人はA株式会社に、申立期間において勤務していたことが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は平成3年2月28日、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は3年2月9日(当初の資格喪失日は平成3年3月6日)とされ、申立人の平成2年10月から3年1月までの標準報酬月額は20万円とされている。

しかしながら、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の処理及び申立人の資格喪失日を平成3年2月9日とする処理は、3年4月25日付けで遡<sup>そきゆう</sup>及して行われている上、申立人の同社における2年10月から3年1月までの標準報酬月額は、36万円であったものが、同社が適用事業所でなくなったとされている3年2月28日以降の同年4月30

日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して 20 万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、当初、平成 3 年 3 月 6 日に被保険者の資格を喪失したことが確認できる申立人を含む 4 人が遡<sup>そきゅう</sup>及して同年 2 月 9 日に資格を喪失し、全員が当該処理と同日又はその後<sup>そきゅう</sup>に遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

さらに、複数の同僚の証言から、申立人の当初の資格喪失日である平成 3 年 3 月 6 日については、A 株式会社において通常の資格喪失処理が行われたものであると認められることから、この資格喪失日の訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額の訂正に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A 株式会社<sup>そきゅう</sup>が当初、処理を行って申立人の資格喪失日とした平成 3 年 3 月 6 日であると認められる。

また、申立人の平成 2 年 10 月から 3 年 2 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成3年4月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年4月25日まで

私は、平成3年5月の連休ごろまでA株式会社で働き、厚生年金保険の標準報酬月額は38万円だった。当時、社会保険についての説明等も無く、厚生年金保険の標準報酬月額が20万円に引き下げられていることが今になって分かったので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び同僚の証言によると、申立人はA株式会社に、申立期間において勤務していたことが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年2月28日とされ、申立人の2年10月から3年1月までの標準報酬月額は20万円とされている。

しかしながら、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日の処理は、平成3年4月25日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して行われている上、申立人の同社における2年10月から3年1月までの標準報酬月額は、38万円であったものが、同社が適用事業所でなくなったとされている3年2月28日以降の同年4月25日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して20万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者であった者 11 人のすべてが遡<sup>そきゅう</sup>及して資格を喪失し、そのうち申立人を含む 8 人が当該処理と同日又はその後<sup>そきゅう</sup>に遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

さらに、複数の同僚の証言から、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成 3 年 2 月 28 日においては、同社の従業員数等に変更はなく、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額の訂正に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A株式会社が厚生年金保険の全喪及び申立人の資格喪失の処理を行った平成 3 年 4 月 25 日であると認められる。

また、申立人の平成 2 年 10 月から 3 年 3 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月から 45 年 4 月まで  
② 昭和 45 年 11 月から 46 年 4 月まで

申立期間①については、ハローワークから紹介され、A株式会社B事業所で季節労働者として勤務していた。給与明細書や失業保険証を持っている。給与明細書には、昭和 44 年 12 月から 45 年 4 月まで厚生年金健康保険料が控除されていた記録がある。

申立期間②については、友人の紹介でC株式会社D工場に季節労働者として勤務していた。同社では、失業保険はもらわなかったが、健康保険は掛けてもらっていたので、厚生年金保険も加入していたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が昭和 44 年 11 月 12 日から 45 年 4 月 15 日までの期間において、A株式会社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人がE都道府県からの季節労働者として一緒に勤務していたとする同僚二人についても、同社における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、A株式会社では、「当時の厚生年金保険被保険者資格取得及び資格喪失に係る届出書類を調査したが、申立人の加入記録は確認できない。」と回答している。

また、F連合会では、「解散したG厚生年金基金の加入員に係る老齢年金給付事務の移管を受けているが、申立人の同基金の加入記録は確認できない。」と回答している上、社会保険事務所が保管しているA株式会社B事業所の厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間①において、申立人の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が所持する給与明細書（昭和 44 年 12 月分から 45 年 4 月分まで）には、「厚生年金健康保険料」として毎月 1,014 円の控除額が記載されているところ、A 株式会社及び H 健康保険組合では、「当時の資料が保存されていないため、健康保険料率が不明であり、厚生年金保険料の控除の有無についても不明である。」と回答している一方、申立人の給与明細書に記載されている給与額から、当時の厚生年金保険料率（1000 分の 46。ただし、G 厚生年金基金の保険料率を含む。）により申立人の厚生年金保険料を試算すると、厚生年金保険料は 690 円となり、厚生年金保険料が控除されていた場合、健康保険料は残りの 324 円となるが、この場合の健康保険料の保険料率（事業主及び被保険者の合計。負担割合は 2 分の 1 と仮定）は 1000 分の 21.6 となり、当時の最低保険料率の 1000 分の 30 を下回る結果となることから、給与明細書に記載されている控除額に厚生年金保険料が含まれていたとは考え難い。

加えて、A 株式会社 B 事業所に当時勤務していた従業員 9 人から聴取したが、「当時、事業所全体では 1 万 2,000 人ぐらいが働いており、季節労働者は、部署ごとに採用されていたため、厚生年金保険の加入の有無については分からない。」、「当時、工場を新しく建設するため、研修のため短期間働きに来ていた正職員はいた。季節労働者はかなりの人数が働きに来ていたが、厚生年金保険には加入させていなかったのではないかと思う。」などとするのみで、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、当時の同僚の証言から、申立人が C 株式会社 D 工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が E 都道府県からの季節労働者として一緒に勤務していたとする同僚二人についても、同社における厚生年金保険の加入記録は確認できないとともに、同社の事業を継承した I 株式会社では、「関係資料が残されていないため、厚生年金保険の加入の有無については不明である。」と回答している。

また、申立期間②当時、同社において昭和 45 年 11 月 17 日に被保険者資格を取得している従業員は、「当時、工場全体で 3,000 人ぐらいは働いており、そのうち季節労働者は、同期入社の人だけでも 50 人ぐらい、遅れて入社した者も含めると 100 人ぐらいはいたと思う。」と証言しているが、C 株式会社 D 工場の厚生年金保険被保険者原票により、昭和 45 年 11 月に被保険者資格を取得している従業員は 17 人しか確認できず、同社では、季節労働者を含めすべての従業員を厚生年金

保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、F 連合会では、「解散した J 厚生年金基金の加入員に係る老齢年金給付事務の移管を受けているが、申立人の同基金の加入記録は確認できない。」と回答している上、社会保険事務所が保管する C 株式会社 D 工場の厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間②において、申立人の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 11 日から 50 年 7 月 1 日まで

昭和 47 年 9 月に A 株式会社 B 支店に入社し、健康保険は入社当時から加入していた記憶がある。年金について本社に聞いたところ、健康保険に加入していれば年金にも加入しているはずであるとのことであったが、厚生年金保険の加入は 50 年 7 月 1 日からとなっている。

私は、昭和 47 年 10 月に外務員資格試験に合格し、外務員として勤務しており、会社から発行してもらった退職証明書にも、同年 9 月 11 日付けで入社した旨記載されているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 株式会社（現在は、C 株式会社）発行の退職証明書により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の同社社員 11 人から聴取した結果、正社員と現地採用の外務員とは雇用形態が相違していたとの証言が得られている上、申立人と同じ昭和 50 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同様に外務員として採用された同僚二人から入社を聴取したところ、一人は 47 年 9 月ごろ、もう一人は 48 年 4 月ごろであるとしていることから、この同僚二人についても、厚生年金保険に加入するまで 2 年から 3 年を要していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A 株式会社 B 支店で申立人が所属していた D 課の課長を務めていた者及び C 株式会社人事部の担当者からは、「昭和 50 年代になってからは外務員であっても入社後すぐに社会保険に加入させているが、申立人が採用された 47 年当時は、外務員を増員した最初の時期でもあり、社会保険の加入に関する取扱いが必ずしも確立されていなか

ったものと思われる。」との証言が得られている。

さらに、A株式会社は、昭和 46 年 6 月 1 日からE厚生年金基金に加入しているが、申立人の同基金の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる上、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は 50 年 7 月 1 日から 51 年 10 月 30 日までの期間以外には無く、申立期間において、整理番号に欠番もみられない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から59年6月1日まで

私は、昭和55年6月1日から61年3月31日までA社B支社C事業所で集金事務を行っていた。社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を調べてもらったところ、55年6月1日から56年4月1日までの期間及び59年6月1日から61年4月1日までの期間の記録はあるが、申立期間については、厚生年金保険に未加入となっているとの回答をもらった。私は、退社するまで継続して正社員として勤務していたはずであり、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社（平成13年4月解散）の清算事業を委託されているD株式会社清算事務局の回答及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社B支社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録は、①昭和55年6月1日から56年4月1日までの期間及び②59年6月1日から61年4月1日までの期間となっているところ、申立人が主張するとおり、申立期間も含め同一事業所において継続して厚生年金保険に加入していた場合には、社会保険事務所において、同一の厚生年金保険手帳記号番号及び同一の厚生年金保険被保険者原票により加入記録が管理されることが通例であるが、申立人の手帳記号番号は、①の期間と②の期間とそれぞれ異なる手帳記号番号で、かつ、②の期間の手帳記号番号は新規取得したものであることが確認できるとともに、社会保険事務所では、それぞれ別の厚生年金保険被保険者原票を作成し、申立人の加

入記録を管理していたことが確認できることから、申立期間当時、申立人に係る被保険者資格の喪失及び再取得の的行われ、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者とはされていなかったものと推認される。

また、申立人は、同社において、昭和 55 年 6 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで勤務していたと主張しているところ、D株式会社清算事務局の回答から、申立人の契約期間は 62 年 9 月までであったことが確認でき、申立人は、61 年 4 月から 62 年 9 月までの期間についても厚生年金保険に加入していない上、61 年 4 月 1 日から平成 6 年 E 月 F 日まで第 3 号被保険者として国民年金に加入していることが確認でき、申立人が同社に勤務していた期間のうち、申立期間を含め二度も事実と異なる理由により資格喪失の届出が行われたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社 B 支社の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間について、申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番はみられない上、社会保険事務所が保管する申立人の夫が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、申立人は、申立期間について、夫の被扶養者として認定されていたことが確認できる。

加えて、申立期間において、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から39年4月まで  
② 昭和39年11月から40年4月まで  
③ 昭和40年11月から41年4月まで  
④ 昭和41年11月から42年4月まで  
⑤ 昭和43年11月から44年4月まで  
⑥ 昭和44年11月から45年4月まで  
⑦ 昭和45年11月から46年4月まで  
⑧ 昭和46年11月から47年4月まで  
⑨ 昭和47年11月から48年4月まで  
⑩ 昭和48年11月から49年4月まで  
⑪ 昭和49年11月から50年4月まで

昭和38年から50年にかけて、毎年11月から翌年の4月まで、A株式会社B工場に出稼ぎに行っていた。これらの期間は、雇用保険にも加入していた。同工場には、新聞広告を見て、直接電話で応募し採用された。13年間、毎年働きに行っていたのに、42年11月24日から43年3月3日までの期間しか厚生年金保険に加入していないのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年から50年にかけて、毎年11月から翌年の4月まで、A株式会社B工場に出稼ぎに行っていた。これらの期間は、雇用保険にも加入していた。同工場には、新聞広告を見て、直接電話で応募し採用された。」と主張しているところ、株式会社C（A株式会社から社会保険等に関する業務を受託）では、「A株式会社B工場の従業員に係る厚生

年金保険及び厚生年金基金の被保険者資格の得喪に関する届出書類については、昭和 37 年以降すべて保管しており、これらをすべて確認したが、申立人については、42 年 11 月 24 日資格取得、43 年 3 月 3 日資格喪失の届出書類以外には確認できなかった。」と回答している。

また、D市町村が保管する国民健康保険被保険者台帳の記録から、申立人は、昭和 30 年 3 月 31 日から平成 5 年 8 月 28 日までの期間において、継続して国民健康保険に加入していることが確認できる上、雇用保険の記録によれば、申立人の A 株式会社 B 工場における加入記録は、昭和 42 年 11 月 24 日から 43 年 3 月 2 日までの期間以外には無く、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、出稼ぎ労働者の募集方法及び厚生年金保険の加入の有無について、同社では、「出稼ぎ労働者の募集は、新聞広告や公共職業安定所を通じて行い、採用は面接を行った上で行っており、社会保険にも原則としてすべて加入させていたはずである。」と回答している上、当時、同社 B 工場に勤務していた同僚 11 人から聴取した結果でも、「説明会及び面接があり、給与や社会保険の加入については、毎年説明があった。」との証言が得られている。

加えて、申立人は当時の同僚の記憶が無いため、申立期間当時の複数の元従業員から聴取したものの、申立人を記憶する者はいないことから、申立人が申立期間において勤務していたことを確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。